地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約に関する公表について

１．契約締結前に関する公表										２・契約締結後（契約状況）に関する公表				
No	区分	所管課	契約名称	概要	契約予定時期	履行期間	選定基準（資格要件）	契約決定方法	見積参加申込書提出期限	契約相手方名称等	契約金額（税込み/円）	契約締結日	契約相手方とした理由	備考
1	委託	都市環境課	宮の森霊園管理業務委託	毎日の門扉開閉、管理棟の解放、清掃業務	R5.4.1	R5.4.1～R6.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	911,790	R5.4.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
2	委託	教育課	中央公民館管理業務委託	平日夜間、土日祝日の施設管理、利用者対応	R5.4.1	R5.4.1～R6.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	2,102,690	R5.4.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
3	委託	教育課	臨海運動公園管理業務委託	平日、土日祝日の施設管理、利用者対応（野球場、テニスコート、ゲートボール場）	R5.4.1	R5.4.1～R6.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	2,046,240	R5.4.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
4	委託	教育課	GSSセンター管理業務委託	平日夜間、土日祝日の施設管理、利用者対応	R5.4.1	R5.4.1～R6.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	3,365,040	R5.4.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
5	委託	教育課	高藤山草刈清掃委託	町指定史跡・高藤山城址の草刈り清掃	R5.4.1	R5.4.1～R6.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	77,000	R5.4.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
6	委託	産業観光課	農業集落排水施設（原・東浪見・北部）草刈委託	農業集落排水処理施設の草刈・搬出処理業務	R5.4.28	R5.6.1～R5.11.30	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	129,290	R5.4.28	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
7	委託	産業観光課	憩いの森管理業務委託	6/1～8/31の門扉開閉業務	R5.6.1	R5.6.1～R5.8.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する町内のシルバー人材センターであること	一者随意契約	－	一宮町シルバー人材センター	103,040	R5.6.1	選定基準を満たしており、提出された見積書の金額が予定価格内であったため	
8														
9														
10														